

高次脳機能障がいについてご存じですか？

障がいのある方への理解を深めるために、さまざまな障がいの特性を紹介しています。

高次脳機能障がいって何？

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が損傷を受けたことにより、言語や記憶、思考、空間をとらえる能力などに障がいが生じた状態を言います。

受傷後、症状があることになかなか気付かず周りから誤解されてしまうことがあります。また、本人や家族が障がいの状況を受け入れるのに時間がかかることがあります。

こんなことに困っています

(症状の一例)

- 会話の中で次の言葉がなかなか出てこない。
- 感情のコントロールがしにくい。
- 新しい出来事や仕事の内容を覚えることが苦手。
- 複数のことを同時にこなせない。

私たちにできること

- ゆっくり、ひとつずつ具体的に話すようにしましょう。
- 言葉で伝えるだけではなく、メモに書いたり絵や写真、図を使って説明しましょう。
- 仕事や作業では、途中で休憩時間をとることが大切です。

当事者や家族の声

- 何度も同じことを聞くことがあります。記憶障がいの症状として理解して欲しい。
- 受傷や病気をした後、それまでできていたことができなくなったり、人格まで変わってしまったことを本人も家族も受容できない状況について、時間をかけて見守って欲しい。
- 一人ひとり状況や立場が違い、外見からは障がい分からない場合もあるけれど、以前と同じようにできないことを理解して欲しい。



相談できるところ

- ひだ障がい者総合支援センター
ぷりずむ（高次脳機能障がい専門のコーディネーターがいます）
☎ 32-8736
Mail : prism-shien@helen.ocn.ne.jp
- 飛驒地域高次脳機能障がい家族会
「うぐいす」代表：穂波
☎ 090-4401-5393

問合 福祉課 ☎ 35-3356

あなたのお店に消火器はありますか？

飲食店を営業されている皆さまへ
2019年10月1日から消火器の設置が義務付けられます

2019年10月1日から火を使用する小規模であっても全ての飲食店に、消火器の設置が必要になります。これは、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災を受け、消防法施行令が改正されたもので、次のいずれにも該当する飲食店に消火器の設置が義務付けられます。



- ① 延べ面積が150平方メートル未満
- ② 業として飲食物を提供するため、調理を目的としたこんろなどの火を使用する設備または器具を設置している（防火上有効な措置があれば消火器の設置は免除できます）。

上記に該当する飲食店には、消防職員が調査のため訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、最寄りの消防署にお問い合わせください。

問合 予防課 ☎ 32-3027

第19回 統一地方選挙

県議会議員選挙 4月7日投票
市議会議員選挙 4月21日投票

● 岐阜県議会議員選挙

告示 3月29日(金) 投票 4月7日(日)

《立候補予定者説明会》

日時 3月11日(月) 午後1時30分～

場所 飛驒総合庁舎 本館2階中会議室
(上岡本町7)

● 高山市議会議員選挙

告示 4月14日(日) 投票 4月21日(日)

《立候補予定者説明会》

日時 3月11日(月) 午前9時30分～

場所 市民文化会館3-11会議室(昭和町1)

※いずれの説明会も出席される方は筆記用具を持参ください。

問合 選挙管理委員会事務局 ☎ 35-3133

